

ジェイアイの海外旅行保険 みんな**安心**プラン



安心1 治療・救援費用「無制限」を全タイプにセット

安心2 ケガや病気でツアー離団時の日本語ガイドの費用を補償

安心3 みんな**安心**BOOKでトラブルに備える

2017年10月
改定版

保険料一覧表

①被保険者(旅行者)の保険始期日(旅行出発日)時点での年齢別の保険料となっておりますので、年齢に応じたプラン表よりご希望の「ご契約タイプ」をご選択ください。
 ②「ご契約タイプ」が決まりましたら、別冊のお申込みの手順、記入例をご覧ください、「ご契約タイプ」の番号を申込書にご記入ください。

ご選択・ご契約にあたってのご注意

- ①ご契約の際は「海外旅行保険の概要」をご確認ください。
- ②被保険者が2名以上の場合は、69歳以下の方と70歳以上の方を同一申込書で申し込むことはできません。
- ③保険期間(保険のご契約期間)は、前泊・後泊を含め、旅行出発日を含めて数えます。「5月3日～5月10日」は「8日」となります。
- ④18歳以上の方は、ご旅行に行かれる方ご自身がご契約者(お申込人)としてご契約いただくことをお勧めします。
- ⑤901タイプは15歳～69歳の方もお申込みいただけます。909・910タイプは70～79歳の方もお申込みいただけます。

- ⑥被保険者(旅行者)が以下に該当する場合は、ご契約いただける傷害死亡・疾病死亡保険金額は、他の傷害保険契約(詳細は申込書にてご確認ください)等との合算でそれぞれ1,000万円までとなります。
 ●15歳未満の場合 ●15歳以上の方で、申込書に被保険者の同意署名がない場合(ご契約者と被保険者が異なるご契約)
- ⑦クレジットカード保険サポートプランは、海外旅行保険がセットされたクレジットカードをお持ちの方のみ、お申込みいただけます。
- ⑧ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
- ⑨補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向と異なる内容になっているかご確認のうえお申込みください。当初のご意向と補償内容や保険金額等お申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です	15歳～69歳プラン				
	901	902	903	904	905
ご契約タイプ	901	902	903	904	905
傷害死亡	1,000万円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
傷害後遺障害	1,000万円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	10万円	50万円	40万円	30万円	20万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
日本語ガイド等費用	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
1日	2,870円	5,790円	4,840円	3,890円	3,440円
2日	3,780円	6,960円	5,930円	4,890円	4,400円
3日	4,700円	8,050円	6,970円	5,880円	5,370円
4日	5,530円	9,130円	7,970円	6,810円	6,270円
5日	6,470円	10,400円	9,150円	7,890円	7,310円
6日	7,380円	11,700円	10,320円	8,940円	8,310円
7日	8,220円	12,870円	11,390円	9,910円	9,240円
8日	9,010円	13,910円	12,350円	10,800円	10,090円
9日	9,740円	14,870円	13,240円	11,610円	10,880円
10日	10,480円	15,840円	14,140円	12,440円	11,680円
11日	11,230円	16,940円	15,130円	13,330円	12,520円
12日	11,990円	18,000円	16,090円	14,190円	13,340円
13日	12,780円	19,080円	17,090円	15,090円	14,200円
14日	13,490円	20,020円	17,960円	15,900円	14,980円
15日	14,160円	20,950円	18,810円	16,660円	15,710円
17日まで	15,150円	22,230円	20,000円	17,760円	16,780円
19日まで	16,600円	24,310円	21,880円	19,450円	18,370円
21日まで	18,000円	26,230円	23,640円	21,050円	19,900円
23日まで	18,910円	27,550円	24,830円	22,110円	20,900円
25日まで	19,780円	28,850円	25,990円	23,130円	21,860円
27日まで	20,600円	30,250円	27,210円	24,170円	22,830円
29日まで	21,580円	31,750円	28,540円	25,340円	23,920円
31日まで	22,540円	33,070円	29,750円	26,430円	24,970円

- 1. 無制限:「治療・救援費用補償特約」の保険金額(支払限度額)を無制限とすることです。「治療・救援費用」を終身補償するものではありません。
- 2. 「携行品損害」の対象となるのは、被保険者(旅行者)が所有(旅行行程開始前に被保険者とその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借りた物を含む)かつ携行する身の回り品になります。(例えば、お子様のみの契約で同行のご両親の「携行品損害」は補償されませんのでご注意ください。)
- 3. 「個人賠償責任」、「携行品損害」の自己負担額は0円です。

保険始期日(旅行出発日)時点の年齢です	70歳～79歳プラン		80歳以上プラン		クレジットカード保険サポートプラン	
	907	908	909	910	69歳以下 911	70歳以上 912
ご契約タイプ	907	908	909	910	911	912
傷害死亡	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円	—	—
傷害後遺障害	1,000万円	500万円	500万円	500万円	—	—
疾病死亡	500万円	300万円	500万円	—	—	—
治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
入院一時金	5万円	3万円	—	—	10万円	—
個人賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害	40万円	30万円	40万円	30万円	10万円	10万円
旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
緊急歯科治療費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
日本語ガイド等費用	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
1日	4,360円	4,010円	4,140円	3,750円	2,100円	3,290円
2日	5,980円	5,590円	5,740円	5,320円	2,980円	4,820円
3日	7,660円	7,220円	7,410円	6,940円	3,890円	6,370円
4日	9,140円	8,650円	8,890円	8,370円	4,710円	7,710円
5日	10,820円	10,220円	10,560円	9,920円	5,610円	9,120円
6日	12,450円	11,750円	12,160円	11,430円	6,480円	10,530円
7日	13,930円	13,160円	13,630円	12,830円	7,290円	11,830円
8日	15,300円	14,480円	14,990円	14,140円	8,070円	13,050円
9日	16,570円	15,690円	16,260円	15,350円	8,780円	14,190円
10日	17,850円	16,900円	17,520円	16,550円	9,500円	15,320円
11日	19,140円	18,150円	18,790円	17,780円	10,220円	16,450円
12日	20,440円	19,380円	20,070円	19,000円	10,950円	17,610円
13日	21,790円	20,660円	21,410円	20,280円	11,720円	18,800円
14日	23,030円	21,860円	22,640円	21,460円	12,410円	19,900円
15日	24,160円	22,920円	23,750円	22,520円	13,060円	20,900円
17日まで	25,830円	24,530円	25,410円	24,110円	14,030円	22,390円
19日まで	28,310円	26,900円	27,850円	26,460円	15,430円	24,580円
21日まで	30,720円	29,190円	30,230円	28,730円	16,790円	26,700円
23日まで	31,970円	30,380円	31,450円	29,890円	17,630円	27,770円
25日まで	33,160円	31,490円	32,620円	30,990円	18,440円	28,770円
27日まで	34,350円	32,570円	33,780円	32,040円	19,210円	29,660円
29日まで	35,790円	33,930円	35,180円	33,380円	20,130円	30,890円
31日まで	37,210円	35,280円	36,570円	34,700円	21,040円	32,130円

- 4. 上記掲載の全契約タイプは、お支払い項目によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度を有するものがあります。
- 5. ご契約タイプには、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」がセットされております。

オプション特約は次ページへ

- ①旅行キャンセル費用
 - ②旅行中断費用
- オプションをご希望の場合は、追加の保険料のお支払いが必要となります。

様々な理由で旅行行程を変更せざるをえない可能性があります！



渡航先でテロが発生した



本人や親族が入院※または死亡した
※旅行キャンセル費用は3日以上、旅行中断費用は1日以上



感染症等で渡航先に対し
日本国政府の退避勧告が出た



自宅が火災・台風等での損害を受けた
(100万円以上)

出国前

旅行をキャンセルし 取消料を支払った場合

出国後

旅行を途中で止め 帰国費用等を追加で支払った場合

旅行キャンセル費用補償特約

保険料領収前または契約日以前に、テロなどの事故が発生していた場合はお支払いされませんのでご注意ください。

こんな費用が補償されます

- 取消料・違約料などで旅行者に支払った費用
- 渡航手続費として支払った費用

以下の場合は補償されません

- 日本国内における地震・噴火、これらによる津波
 - 保険料領収前または契約日以前に、「海外旅行保険の概要」記載の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合、既に入院を開始していた場合
- など

ご注意

- 保険のご契約日と保険始期日（旅行出発日）が同一の場合、この補償特約のお申込みはできません。
- この特約の責任期間は保険期間（保険のご契約期間）とは関係なく、保険契約日の翌日午前0時より開始します。
- 保険金額（ご契約金額）は、出国を中止したことにより取消料、違約料などの名目で旅行者等へ支払う額を目安にお選びください。
- 旅行が催行中止となった場合でも、旅行取消費用が発生する期間に入ってから保険の解約をされる場合は、この特約の保険料は返還しません。

申込書への記入方法

特約名称、保険金額、追加特約保険料をご記入ください。

ご契約タイプ	追加特約(オプション) ▼ご希望の場合のみご記入ください	
特約名	保険金額(ご契約金額)	追加特約保険料
旅行中断費用補償特約	<input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 40万円 <input type="checkbox"/> その他(10万円単位) 万円	円
旅行キャンセル費用補償特約	<input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 40万円 <input type="checkbox"/> その他(10万円単位) 万円	円

追加特約保険料 *保険金額により保険料が異なります

保険金額(ご契約金額)	保険料
10万円	550円
20万円	1,100円
30万円	1,650円
40万円	2,200円
50万円	2,750円
60万円	3,300円
70万円	3,850円
80万円	4,400円
90万円	4,950円
100万円	5,500円
110万円	6,050円
120万円	6,600円

旅行中断費用補償特約

こんな費用が補償されます

- 航空運賃等交通費・ホテル代・通信費等

以下の場合は補償されません

- 日本国内における地震・噴火、これらによる津波
 - 保険料領収前または出国日前日以前に、「海外旅行保険の概要」記載の「保険金をお支払いする主な場合」に該当していた場合
- など

ご注意

保険金額は、旅行代金または途中で帰国する際にかかる費用のいずれか高い金額でお選びください。
途中で帰国する際にかかる費用は旅行方面により次の金額が目安となります。
東南アジア・ハワイ: 10万円
北米・オセアニア・アフリカ: 20万円
ヨーロッパ・南米: 30万円

申込書への記入方法

ご希望の保険金額を チェックし、追加特約保険料をご記入ください。

ご契約タイプ	追加特約(オプション) ▼ご希望の場合のみご記入ください	
特約名	保険金額(ご契約金額)	追加特約保険料
旅行中断費用補償特約	<input checked="" type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 40万円 <input type="checkbox"/> その他(10万円単位) 万円	▲▲▲▲ 円
旅行キャンセル費用補償特約	<input type="checkbox"/> 10万円 <input type="checkbox"/> 20万円 <input type="checkbox"/> 30万円 <input type="checkbox"/> 40万円 <input type="checkbox"/> その他(10万円単位) 万円	円

追加特約保険料 *保険期間(保険のご契約期間)と保険金額により保険料が異なります

保険期間	保険金額(ご契約金額)			
	10万円	20万円	30万円	40万円
1日	30円	70円	100円	140円
2日	40円	80円	120円	160円
3日	40円	80円	120円	160円
4日	40円	90円	130円	180円
5日	50円	110円	160円	220円
6日	60円	120円	190円	250円
7日	70円	140円	210円	280円
8日	80円	150円	230円	310円
9日	80円	170円	250円	340円
10日	90円	180円	270円	360円
11日	100円	190円	290円	390円
12日	100円	210円	310円	420円
13日	110円	220円	330円	440円
14日	120円	230円	350円	470円
15日	120円	240円	370円	490円
17日まで	130円	260円	390円	520円
19日まで	140円	280円	430円	570円
21日まで	150円	310円	460円	620円
23日まで	170円	330円	500円	660円
25日まで	180円	360円	530円	710円
27日まで	190円	380円	570円	760円
29日まで	200円	400円	600円	800円
31日まで	210円	420円	630円	850円

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」

「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術 ⑦ 戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ⑧ 核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨ 自動車等による競技、競争、試運転 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ◆むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ◆妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ◆歯科疾病 など	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ◆妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ◆歯科疾病 など
治療・救済費用	<p><治療費用> 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 病気については、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療を開始した場合に限りです。</p> <p><救済費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ① 海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ② 海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③ 海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④ 海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤ 海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など</p>	<p>1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救済費用保険金額を限度とします。 <治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います(ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用)。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消費費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度) (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額等は控除します。) 日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救済費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限) (1)捜索救助費用 (2)救済者の現地までの往復運賃(救済者3名分まで) (3)救済者の宿泊施設客室料(救済者3名分かつ1名につき14日分まで) (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) (5)遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 (6)救済者の渡航手続費、救済者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計20万円まで)</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じたケガまたは発病した病気に加え、 ◆むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ◆妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(海外旅行中に発生した妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。) ◆歯科疾病(ただし、緊急歯科治療費用でお支払できる場合があります。) 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救済費用は【疾病に関する応急治療・救済費用】で保険金をお支払いできる場合があります。 (※1) 自殺行為により、死亡した場合の<救済費用>は保険金を支払います。 (※2) 死亡した場合の<救済費用>は保険金を支払います。 など</p>
疾病に関する応急治療・救済費用	<p><治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合 <救済費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。</p>	<p>【治療・救済費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。</p>	<p>【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ◆治療の開始が海外旅行終了後の場合 ◆治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ◆海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ◆海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など) など</p>
入院一時金	治療・救済費用保険金が支払われる場合で、被保険者が2日以上続けて入院(海外旅行中に開始した入院に限りです。)したときに、入院一時金を支払います。1回のケガ、病気につきお支払いは1回に限りです。		

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ◆職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◆同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ◆所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ◆心神喪失に起因する損害賠償責任 ◆暴行・殴打による損害賠償責任 ◆自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◆罰金、違約金、懲罰的賠償金 など
携行品損害	海外旅行中に携行品(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合(※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。 ◆現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ◆被保険者が携行していない物	携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ◆差押え等の公権力の行使 ◆携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ◆すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ◆偶然・外来の事故に直接起因しない電気的・機械的故障等) ◆置き忘れ、紛失(※) など (※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(※1)がもたら、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用(※2)を支払います(※3)。 (※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限りです。 (※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限りです。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)(⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ◆保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ◆地震・噴火、これらによる津波 ◆妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ◆歯科疾病 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療(※)を開始された場合 (※) 歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 (1)診療費関係 (2)保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ◆義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ◆ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など
日本語ガイド等費用	次のいずれかに該当し、日本語ガイド等の雇用費用などを負担した場合 ①【治療・救済費用】の<治療費用>が支払われる場合 ②【治療・救済費用】の<救済費用>が支払われる場合 ③海外における旅券の盗難・置き忘れ・紛失などにより、【携行品損害】が支払われる場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、日本語ガイド等費用保険金額を限度として、下記の費用を支払います。 左記【保険金をお支払いする主な場合】 ◆①に該当した場合は、被保険者が負担した入院・通院や当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための日本語ガイド等の雇用費用など ◆②に該当した場合は、保険契約者、被保険者、被保険者の親族が負担した救援のための日本語ガイド等の雇用費用など ◆③に該当した場合は、被保険者が負担した旅券や渡航書の取得のための日本語ガイド等の雇用費用など	【治療・救済費用】、【携行品損害】が支払われない場合 ◆「日本語ガイド等」とは、日本語またはその他の言語での付添い等のサービスを提供することを日本国外において職業とする者などをいいます。(添乗員、被保険者の親族、同行旅行者は含みません。)

用語のご説明

- ◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- ◆「海外旅行中」とは、保険期間中であつた旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- ◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行キャンセル費用 (オプション)	次のいずれかに該当したことにより、被保険者が出国を中止した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病氣(※)で入院した場合(入院が継続して3日以上に及んだ場合に限りです。) ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が出国中止したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度に支払います。 ◆取消料、違約料などで旅行業者等に支払った費用 ◆渡航手続費として支払った費用(出国中止した後に使用できるものに対する費用を除きます。) 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 ◎この特約の保険責任は、保険契約日の翌日午前0時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ◆保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ◆けんか、自殺、犯罪行為 ◆自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用するの運転 ◆日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ◆渡航先以外における戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ◆核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または契約日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、③～⑨に該当していた場合または②の入院を開始していた場合(ただし、保険料領収日または契約日後のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または契約日以前に該当していた事由と異なる場合(契約日以前に入院を開始し、契約日後に危篤になった場合等)は、保険金をお支払いします。) ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合など
旅行中断費用 (オプション)	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者(以下「被保険者等」といいます。)、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病氣(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登山中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います(旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。) 1.次の算式により算出した額 $\text{旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額} \times \frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$ 旅行代金について払戻しを受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 2.次の費用 (1)取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 (2)渡航手続費として支払った費用(旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。) 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 3.次に該当する場合の帰国に要する(1)、(2)の費用 ◆航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ◆旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 (1)航空運賃等交通費 (2)宿泊施設客室料(14日分限度)、通信費、渡航手続費(合計20万円まで) 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救済費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ◆保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ◆けんか、自殺、犯罪行為 ◆自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用するの運転 ◆日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ◆渡航先以外における戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ◆核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当していた場合(ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合(出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等)は、保険金をお支払いします。) ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合など

*用語のご説明は10ページをご参照ください。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。

また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり(海外旅行保険普通保険約款・特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp (「よくあるご質問」も掲載しています)

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

取扱代理店

(JTB用)5944938
(Pのみ)5944939(JI2018-549) 100M(JP) 201811(概 ver.5.02)